

# 組織の目標設定シート(行政経営Aシート)

|           |         |
|-----------|---------|
| <b>組織</b> | 少子化対策監室 |
| <b>職</b>  | 子ども政策課長 |
| <b>氏名</b> | 森田 典子   |

|   |  |
|---|--|
| <b>組織の使命・役割</b>   | <b>何のために我が組織が存在するのか、我が組織が果たすべき使命・役割は何か</b> |
| 企業を含む地域社会全体で「子育て」を支援することにより、子どもを健やかに生み育てることができる子育て支援最先進県を目指す。 |  |



|                |  |
|----------------|--|
| <b>組織の目標</b>   | <b>使命・役割を果たす上で、我が組織が目指すゴール(成果)は何か、その目標値はどのような水準か</b> |
| <b>(定性的目標)</b> | <b>何をどのような状態にしたいか</b>                                |

① 地域社会全体で「子育て」を支援することにより、ワークライフバランスを推進し、次の子を生み育てたくなる環境をつくる。

|                             |                        |             |            |             |                           |
|-----------------------------|------------------------|-------------|------------|-------------|---------------------------|
| <b>(定量的目標)</b>              | <b>具体的な指標、目標値を設定する</b> |             |            |             |                           |
| <b>目標とする成果指標</b>            | <b>現行値</b>             | <b>年(度)</b> | <b>目標値</b> | <b>年(度)</b> | <b>目標値の設定根拠(他県との比較など)</b> |
| ①合計特殊出生率(※1)                | 1.45 (概数)              | H26 年度      | 1.50       | H27 年度      | 石川県新長期構想 (全国H17過去最低 1.26) |
| ①ワークライフバランス企業(※2)として登録する企業数 | 493 企業                 | H26 年度      | 600 企業     | H27 年度      | 石川県新長期構想                  |



|   |  |
|---|--|
| <b>27年度に重点的に取り組むべき課題</b>                            | <b>左記の具体的な内容を記載する</b>                      |
| ① 「いしかわ子ども総合条例」(※3)及び「いしかわエンゼルプラン2015」(※4)に基づく施策の推進 | 結婚、妊娠、出産、子育てといったライフステージの進展に応じた切れ目のない支援を行う。 |
| ① 中小企業の一般事業主行動計画の策定支援                               | 一般事業主行動計画の策定支援とその取組内容の質の向上と公表の促進を図る。       |

**【用語説明】**

※1 合計特殊出生率

人口統計上の指標で、一人の女性が一生に生むと仮定される子供の数を示す。女性の十五歳から四十九歳までの年齢別出生率を合計して算出する。

※2 ワークライフバランス企業

雇用労働者がワークライフバランス(仕事と家庭生活の調和)を図るために必要な職場環境の整備を行う企業をいう。次世代育成支援対策推進法に規定する一般事業主行動計画を策定した企業は、いしかわ子ども総合条例に基づき、県にワークライフバランス企業として登録することができる。

※3 いしかわ子ども総合条例

子どもが健やかに生まれ育ち、自立した大人となり、そして安心して子どもを生み育てることができる環境づくりについて、基本理念を定めるとともに、乳幼児の出生・発達の保障、青少年の健全な育成、若者の自立に向けた支援、地域社会全体による子育て支援、子育てをする雇用労働者への配慮、食育の推進並びに子どもの権利擁護に関し、それぞれ必要な事項を定めることにより、子どもに関し一貫した施策を総合的に推進し、もって石川の次代を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成に資することを目的に、平成19年3月に制定公布、平成19年4月に一部の規定を除き施行した。

※4 いしかわエンゼルプラン2015

本格的な人口減少時代を迎え、地方創生が国・地方を通じた大きな課題となる中、少子化の流れに歯止めをかけるため、若者の結婚や出産への希望をかねえ、安心して子どもを生み育てることのできる社会を実現するため、結婚、妊娠・出産、子育てといったライフステージの進展に応じた切れ目のない支援を総合的かつ計画的に推進することを目的に、平成27年度から31年度までの5年間を計画期間として、平成27年(2015年)3月に策定。